

議案第71号

木津川市体育施設条例の一部改正について

木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

加茂体育館は、木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画において、「廃止（除去）又は一般市民への利用に供さない施設への転用なども含めて検討する」とされており、本施設が新耐震基準以前の建物であることから、利用者の安全性を最優先として廃止するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表木津川市加茂体育館の項を削る。

別表木津川市加茂体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料（議案第71号）

木津川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	(略)
木津川市赤田川グラウンド	木津川市加茂町里赤田川1番地
(略)	(略)

（旧）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	(略)
木津川市赤田川グラウンド	木津川市加茂町里赤田川1番地
木津川市加茂体育館	木津川市加茂町里東上田1番地
(略)	(略)

第3条～第16条 (略)

別表 (第6条関係)

区分	使用料
(略)	(略)
木津川市赤田川グ ラウンド	1時間あたり 200円
(略)	(略)

備考 (略)

第3条～第16条 (略)

別表 (第6条関係)

区分	使用料
(略)	(略)
木津川市赤田川グ ラウンド	1時間あたり 200円
木津川市加茂体育 館	<u>1時間あたり 300円</u>
(略)	(略)

備考 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 71 号 木津川市体育施設条例の一部改正について	
担 当 課	社会教育課 社会体育係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>加茂体育館は、木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画において、「廃止（除去）又は一般市民への利用に供さない施設への転用なども含めて検討する」とされており、建設後 60 年を経過し、新耐震基準以前の建物であり、安全性が危惧されます。</p> <p>利用者の安全性を最優先として、令和 2 年 3 月末をもって加茂体育館を廃止するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	平成 30 年 11 月 19 日 社会教育委員施設管理運営検討部会 現地視察	平成 30 年 12 月 12 日 社会教育委員会 検討
	令和元年 8 月 木津川市公共施設等総合管理計画施設 類型別個別施設計画 策定	令和元年 9 月 30 日 教育委員会 状況等説明
	令和元年 10 月 16 日 社会教育委員会 政策提案	令和元年 10 月 21 日 教育委員会 政策提案
	令和元年 10 月 25 日 政策会議提案 提案	令和元年 11 月 教育委員会 議会上程議案について提案
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	5 文化
	施策	② スポーツ ア. スポーツ活動の促進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>利用者の安全を確保します。 老朽化施設の統廃合により施設総量の縮減、施設総量の適正化を図ることになります。</p>	